

条例骨子（案） 変更箇所一覧表

（考え方に特に記載のない変更は、文言の整理である。）

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
名称	子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）	子どもを共に育む京都市民憲章の <u>実践</u> を推進する条例（仮称）	憲章に掲げる行動理念を実践行動に移すことを推進することを明確にする。
1 目的	<u>「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。</u>	子どもを共に育む京都市民憲章（以下「 <u>憲章</u> という。）の実践方策等を定めることにより、 <u>憲章の実践を総合的に推進し、子どもを健やかに心豊かに育む社会を築くことを目的とする。</u>	第5回検討委員会の議論を踏まえ、総合的に推進する条例である位置付けを明らかにし、憲章が謳う社会と同じ社会の構築を目的とする。
2 定義	<p><u>(1)市民</u> = (2)～(6)に掲げるすべての者</p> <p><u>(2)子ども</u> = 概ね18歳未満の者</p> <p><u>(3)保護者</u> = 親等、子どもを保護する者</p> <p><u>(4)地域住民</u> = 市内に居住・通勤・通学する者とその団体</p> <p><u>(5)育ち学ぶ施設関係者</u> = 学校・幼稚園・保育所・児童館・児童養護施設その他施設で子どもを育成する者</p> <p><u>(6)事業者</u> = 企業等で事業活動を行う者</p> <p><u>(7)滞在者</u> = 観光客その他市内に一時的に滞在する者</p> <p><u>(8)市</u> = 本市行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。</u> ・ <u>保護者とは、親権者等で、子どもを現に監護する者をいう。</u> ・ <u>育ち学ぶ施設関係者とは、学校教育法で定める学校、児童福祉法に定める児童福祉施設、その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設・事業で子どもを育成する者をいう。</u> 	条例で定義しなければならない用語に限定して盛り込む。
基本理念	憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民が主体となって推進する。	(盛り込まない)	基本理念は、憲章に記載している一部ではなく、憲章そのものであるため、別個に基本理念は盛り込まない。
3 実践主体の主な責務	4 実践主体の主な <u>役割</u>	4 実践主体の主な <u>責務</u>	「役割」として記載していたが、条文化すると、「責務」と表す内容である。

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
(1)共通の責務	<u>子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む。</u>	<u>保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者及び本市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、相互に、その果たす役割を理解し、協力し合い、及び補完し合う。</u>	これまで基本理念として定めていた内容を共通の責務として定めることとし、併せて、それぞれの実践主体が責務を果たしていくためには、互いに協力・補完し合うことが必要であることから、その旨を明記する。
(2)保護者の責務	<u>保護者は、子どもの自ら育つ力を大切に、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していく。</u>	<u>子どもの自ら育つ力を大切に、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。</u>	
(3)地域住民の責務	<u>地域住民は、子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域をつくる。</u>	<u>その地域の子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域社会づくりに努める。</u>	
(4)育ち学ぶ施設関係者の責務	<u>育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、地域で子どもを育む拠点となる。</u>	<u>施設がある地域で子どもを育む拠点として憲章の実践に努める。</u>	保護者・地域住民との連携協力については、(1)でまとめて記載する。
(5)事業者の責務	<u>事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもの育ちに有害な事業活動を自粛し、地域で子どもを育む取組に協力する。</u>	<u>子どもの健やかな成長を脅かさない事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。</u>	「4 憲章の実践方策」に盛り込む内容と重複するため、原則的な事項を記載する。
(6)本市の責務	<u>市は、部局一丸となって、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、子どもを育む社会の環境づくりに努める。</u>	<u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力を図りながら、子どもを共に育む社会環境の整備の推進に努める。</u>	
(7)観光旅行者等の責務	<u>滞在者は、市民・市の憲章実践の取組に協力する。</u>	<u>市民・本市が行う憲章の実践を推進する取組に協力するよう努める。</u>	
4 憲章の実践方策			

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、<u>事業者・市と連携・協力し、子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会を提供する。</u> 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、子どものための取組を進めるときは、子どもが参画できるよう努める。 市民・市は、子どもの命を脅かす<u>ものの根絶を推進する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの遊びと学びに資する、文化・自然・社会<u>体験その他の体験活動の機会を子どもに提供する。</u> 事業者・本市は、その体験活動の機会を提供する取組を支援するよう努める。 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、子どものための取組を企画する際に、子どもが参画できるように努める。 本市は、市民と協力して、子どもの命や安全を脅かす問題への対策に努める。 	<p>実施主体と協力主体の実践方策を明確にするため、別個に記載する。</p> <p>「生活」の体験については、(4)に記載し、重複するため、この項目からは除く。</p> <p>「命」に加え、「安全」についての対策も必要であるため追加する。</p> <p>条文では「もの」を具体的にする必要があるので「問題」と記載する。</p>
(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、<u>京都市市民憲章等の守るべき規範を</u>実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、<u>法令を遵守し、京都市市民憲章その他の行動規範を</u>実践する。 市民は、<u>公の秩序や善良な風俗に反する行為を慎む。</u> 	<p>第5回検討委員会での議論を踏まえ、内容を追加する。</p>
(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、市と連携・協力し、<u>親支援プログラム等の保護者や青少年が親として育ち学べる場と機会</u>を提供する。 保護者や青少年は、親として育ち学べる取組に積極的に参加する。 市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、本市と連携協力を図り、<u>保護者や青少年（概ね13歳～30歳）が親として育ち学べる機会</u>を提供する。 保護者・青少年は、親として育ち学べる取組に積極的に参加するよう努める。 本市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。 	<p>「親支援プログラム」は具体的過ぎるため、削除する。</p> <p>青少年の定義を追加する。</p>

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
(4)子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、<u>早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活習慣の確立</u>や、<u>家族が一体感を持って家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。</u> 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、<u>前項の保護者の取組に協力し、保護者を支援する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、<u>子どもの育ちに合った規則正しい生活習慣の確立に努めるとともに、家族が一緒に日常の家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。</u> 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、<u>そのため、保護者に協力し、保護者を支援するよう努める。</u> 	<p>「早寝・早起き・朝ごはん」は具体的過ぎるため、第5回検討委員会の議論を踏まえて、削除する。</p> <p>「一体感を持って」が分かりにくいため「一緒に」に修正する。</p>
(5)子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域住民は、互いに<u>連携・協力し</u>、子どもを見守る活動を推進する。 育ち学ぶ施設関係者は、子ども・保護者・地域住民が交流し、共に育ち合う<u>体験の場と機会</u>を提供する。 事業者・市は、子どもと関わる<u>地域住民の連携・協力団体</u>を支援する。 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域住民は、互いに<u>協力し合い</u>、<u>地域での子どもを見守る活動を推進する。</u> 育ち学ぶ施設関係者は、<u>地域の拠点として</u>、子ども、保護者及び地域住民が<u>相互に交流し、共に育ち合うことができる機会</u>を提供する。 事業者・本市は、子どもと関わる地域住民が互いに<u>連携協力する活動</u>を支援する。 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、<u>社会生活を営む上で課題を抱えつつ地域社会で孤立した子どもや保護者を支援する。</u> 	<p>育ち学ぶ施設関係者の実践方策として、「地域の拠点」であることを強調する。</p> <p>何の「課題」か分かりやすくするため、「社会生活を営む上で」を追加し、どう「孤立」しているのか分かりやすくするため「地域社会で」を追加する。</p>

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
(6) 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・<u>滞在者は、自然環境にやさしいライフスタイルを実践・推進する。</u> ・ 市は、<u>自然を生かし、子どもが遊び、市民が交流できる施設等の整備に努める。</u> ・ 事業者は、<u>保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、勤務時間・休暇制度等、職場環境の整備に努める。</u> ・ 市は、<u>保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、事業者への啓発と子育て支援施策の推進に努める。</u> ・ 事業者は、<u>子どもの健やかな育ちを脅かす商品を提供しないよう努める。</u> ・ <u>市民・市は、子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境を改善する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び<u>観光旅行者等は、子どもを育む自然環境の保全に配慮した生活様式を心掛ける。</u> ・ <u>本市は、自然環境を生かした、子どもの遊びや市民相互の交流ができる場の提供に努める。</u> ・ 事業者は、<u>その従業員である保護者が仕事と生活の調和を図れるよう、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に努める。</u> ・ <u>本市は、保護者が仕事と生活の調和を図れるよう、事業者に対し啓発を行うとともに、子育て支援の必要な施策を講じる。</u> ・ 事業者は、<u>子どもの健やかな成長を脅かす商品を子どもに提供しないよう努める。</u> ・ <u>本市は、市民と協力して、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善する。</u> 	<p>「保護者」のワーク・ライフ・バランスの推進を進めることが主眼であり、「男女共に」が際立たないよう削除する。</p>
5 緊急に取り組むべき実践方策			
(1) 子どもの命や安全を脅かす問題への対策			

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
ア 児童虐待対策	<ul style="list-style-type: none"> 市は、児童虐待の<u>未然防止・早期発見・迅速で適切な対応・再発防止</u>のため、必要な措置を講じる。 地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、市の施策に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、児童虐待の<u>予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止</u>のため、必要な施策を講じる。 地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、<u>児童虐待対策のため、自らの果たす役割を理解し、本市の施策に積極的に協力する。</u> 	<p>第5回検討委員会での意見を踏まえ、児童虐待対策のために法令で規定されている通告義務についての理解が重要であるため、記載する。</p>
イ いじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> 育ち学ぶ施設関係者は、<u>保護者・地域住民と連携・協力し、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応・再発防止</u>のため、必要な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 育ち学ぶ施設関係者は、いじめの<u>予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止</u>のために必要な措置を講じる。 <u>保護者・地域住民は、いじめ対策のため、育ち学ぶ施設関係者の取組に積極的に協力する。</u> 	<p>実施主体と協力主体の実践方策を明確にするため、別個に記載する。</p> <p>協力主体の実践方策として、育ち学ぶ施設関係者の取組に協力することとし、具体策は今後検討する。</p>
ウ 児童ポルノ対策	<ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、児童ポルノの提供等の行為の防止</u>のため、<u>必要な啓発活動</u>を行う。 <u>市民は、児童ポルノの情報を把握したときは、速やかに関係機関へ通報するよう努める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、児童ポルノの提供等の行為の防止のため、<u>啓発その他の必要な措置</u>を行う。 <u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、児童ポルノ対策のため、本市の施策に積極的に協力する。</u> 	<p>実施主体と協力主体の実践方策を明確にするため、別個に記載する。</p> <p>協力主体の実践方策として、本市の施策に協力することとし、通報を含めた具体策を今後検討する。</p>

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
エ 薬物乱用対策	<ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、所持・使用が禁止されている薬物の乱用防止のため、必要な啓発活動を行う。</u> 市民は、<u>薬物乱用の情報を把握したときは、速やかに関係機関へ通報するよう努める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、<u>麻薬、覚せい剤その他の所持、使用等が禁止されている薬物について、子どもの乱用の防止のため、啓発その他の必要な措置を行う。</u> <u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの薬物乱用対策のため、本市の施策に積極的に協力する。</u> 	<p>実施主体と協力主体の実践方策を明確にするため、別個に記載する。</p> <p>協力主体の実践方策として、本市の施策に協力することとし、通報を含めた具体策を今後検討する。</p>
オ 性感染症予防	<ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、子どもの性感染症の予防のため、必要な啓発活動を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、<u>子どもの性感染症の予防のため、啓発その他の必要な措置を行う。</u> <u>保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの性感染症対策のため、本市の施策に積極的に協力する。</u> 	<p>実施主体と協力主体の実践方策を明確にするため、別個に記載する。</p> <p>協力主体の実践方策として、本市の施策に協力することとし、具体策を今後検討する。</p>
(2)子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善			

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
ア インターネットの不適切利用対策	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、子どもが携帯電話等からインターネットへ接続し、健やかな育ちを阻害する情報を受発信しないように、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から提供されるフィルタリングサービスのうち子どもの年齢・発達段階に応じたものを利用するとともに、子どもと共に携帯電話等の利用の取決めを定めるよう努める。 事業者・市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、前項の保護者の取組が円滑に行われるよう支援するとともに、必要な啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は子どもが携帯電話等からインターネットへ接続し、健やかな成長を阻害する情報を受発信しないように、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から提供されるフィルタリングサービスのうち子どもの年齢・成長段階に応じたものを利用するとともに、子どもと共に携帯電話等の利用の取決めを定めるよう努める。 子どものインターネット利用に関する事業者・本市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携協力を図りながら、その保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な措置を行う。 	<p>習熟度やコントロール能力も要素の一つになるため「成長段階」とする。</p> <p>実施主体としての事業者は、子どものインターネット利用に関する事業者に限定されるため、明確にする。</p>
イ 電子・映像メディア依存対策	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者・市は、相互に連携・協力し、子どもがテレビ・ビデオ・DVD・テレビゲーム・インターネット等の電子映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりのため、子どもの電子映像メディアの適切な利用の在り方や過度に依存しない対策、また電子映像メディアから得られる情報を正しく読み解く能力の習得促進の調査研究に努め、その成果の実践に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、子どもがテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム・インターネットその他の電子・映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりに努める。 本市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力を図りながら、子どもの電子・映像メディアの適切な利用の在り方や過度に依存しないための対策、電子・映像メディアから得られる情報を正しく読み解く子どもの能力の習得の促進のための調査研究に努め、その成果の実践に努める。 	<p>保護者の実践方策と、本市の実践方策を別個に記載する。</p> <p>保護者は、電子・映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりに努めることとする。</p> <p>調査研究の実践主体を本市とし、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力する関係とする。</p>

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
6 憲章の実践を推進する気運の醸成			条例の章立てを考慮し、「6 憲章の実践を推進する気運の醸成」「7 憲章の推進体制」「8 見直し」に分ける。
(1)憲章の日	市は、 <u>憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、推進事業を実施する。</u>	憲章の実践を推進する気運を醸成し、 <u>並びに憲章に対する市民の関心と理解を深め、憲章の実践を一層推進するため、毎年2月5日を制定記念日と定める。</u>	毎月の特定の日を定める推進の日は、京都市 PTA 連絡協議会の「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー」の取組など、既に市民主導で様々な取組が進んでおり、条例では定めず、柔軟に取り組めるものとする。
(2)表彰	市長は、 <u>憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・事業者等を表彰する。</u>	市長は、 <u>憲章の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった者を表彰するものとする。</u>	
(3)情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携し、憲章の理念を多様な方法で市民に啓発し、市民による憲章の実践を推進する。</u> 市は、<u>憲章の理念を多様な方法で滞在者その他市民以外の者に啓発し、憲章の実践を推進する。</u> 	本市は、 <u>憲章の実践を推進するため、地域住民、育ち学ぶ施設関係者及び事業者と連携し、多様な方法により市民及び市民以外の者に憲章の理念の普及及び啓発を行う。</u>	
7 憲章の推進体制			
(1)施策の実施体制の整備	市は、 <u>憲章の実践を促進する環境を整備するため、部局を越えた有効な本市行政体制を構築する。</u>	本市は、 <u>憲章の実践を推進する環境を整備するために必要な体制を整備するよう努める。</u>	
(2)行動指針		毎年度、 <u>推進会議の意見を聴いて、この条例に定める憲章の実践方策に関して行動指針を定める。</u>	より具体的な実践目標や取組を行動指針として定める。

	第5回検討委員会（案）	パブリックコメント（案）	考え方
(3)推進会議	憲章の推進その他この条例の施行に関する重要事項について、 <u>市長の諮問に応じ、調査・審議し、市長に意見を述べるため、市民会議を設置する。</u>	憲章の <u>実践の推進</u> その他この条例に関する重要事項について、 <u>調査及び審議し、市長に対し意見を述べるとともに、自らも実践の推進や実践する者の支援を行うため、推進会議を置く。</u>	推進会議は、調査及び審議し、市長に意見を述べるだけでなく、自ら実践・支援する体制とする。
8 見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市は、この条例の目的を達成するため、子どもを取り巻く環境の変化や、<u>子どもの生命・身体に危害を及ぼし、健やかな育ちを脅かす事態に対する動向の変化を勘案し、必要な場合は、条例の見直しを行う。</u> 市は、前項の見直しを行うに当たっては、<u>市民会議で評価を行い、意見を聴き、市民等の意見を適切に反映するための措置を講じる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、この条例の目的を達成するため、<u>その施行後3年を目途として、その施行の状況、子どもを取り巻く環境の変化及び子どもの命や安全を脅かし、又は健やかな成長を脅かす事態の改善の状況を勘案し、必要がある</u><u>と認めるときは、規制その他の所要の措置を講じるものとする。</u> 本市は、見直しを行うに当たっては、<u>推進会議において評価を行い、意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じる。</u> 	見直しを実施する目途を明確にし、子どもを取り巻く環境の改善状況を勘案して規制も含めた措置を講じる検討を行う旨の記載に修正する。